

第1部

国連パリ協定 COPについて

大田 純子 j-ota@iges.or.jp
<https://www.iges.or.jp/jp/about/staff/ota-junko>

IGES Institute for Global Environmental Strategies
公益財団法人 地球環境戦略研究機関



北九州GX推進コンソーシアム
オンライン開催

そもそもGXって？

パリ協定・IPCC編



暑すぎる夏を終わらせるWEEK
気候変動のニュースが流れるたび、決まって嘆息し出されるのは、崩れ落ち、海に流れていく巨大な氷の塊です。それを見て、私たちはどこかで思っています。気候変動は、遠い世界の出来事だ。でも実際には、それは、日本で暮らす私たちの生活を壊しはじめています。暮らしが脅かされている——その現実を、一人でも多くの人々が自分のこととして実感する。それが、適切な対策を進めるための、はじめの一歩になると私たちは考えます。そして、気候変動を最も「自分ごと」に感じられるのは、一年でいちばん暑い時期です。だからJAPAN 8・8 PROJECT実行委員会は、「暑すぎる夏を終わらせる日」として記念日登録した8月8日を中心に、8月1日～9日を「暑すぎる夏を終わらせるWEEK」と決めました。

プログラム

15:00-15:05 開会・事務局挨拶

▶ **第1部**
15:05-15:45
国連パリ協定・COPについて
15:45-16:00 質疑応答、休憩

▶ **第2部**
16:00-16:20
IPCC第7次評価報告書について
16:20-16:25 質疑応答
16:30 閉会

2026
8.5 水
15:00~16:30

参加無料

**お申し込み**
下記URLまたは二次元コードからお申込みください。

申し込み締め切り 8/4 (火)



地球環境戦略研究機関 (IGES)
北九州アーバンセンター
リサーチマネージャー 大田 純子氏

IGES
地球環境戦略研究機関

大田氏プロフィール
こちらから▶▶▶



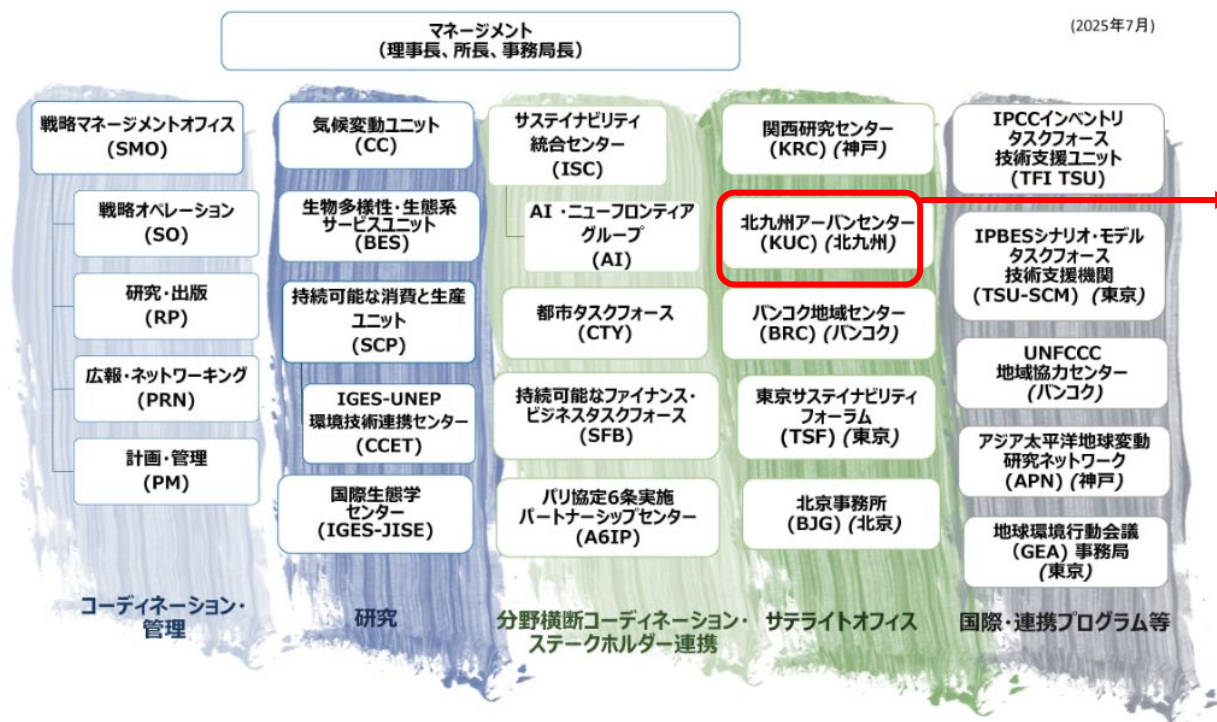
お問い合わせ先
(公財)北九州産業学術推進機構 GX推進部
☎ 093-695-3006 ✉ [fais-ktqgx2050\[at\]ksrp.or.jp](mailto:fais-ktqgx2050[at]ksrp.or.jp)
(@gmail.com) (アットマーク) 変更してください

主催: 北九州市、(公財)北九州産業学術推進機構
(北九州GX推進コンソーシアム)

北九州GX



- 環境省や自治体のイニシアチブにより、京都議定書の採択後の1998年に創立
- ダイバーシティに富んだ約200名の研究員・職員(約1/4は外国籍)
- サステナビリティ、気候変動、生物多様性などの研究、事業、啓発活動



支部:北九州市(八幡)



本部:神奈川県葉山町



大田 純子

<https://www.iges.or.jp/jp/about/staff/ota-junko>



- ・ 跡見学園中学校・高等学校(東京)
- ・ 米国ハワイ大学 (学士号:地理学&美術史)
- ・ 米国ニュージャージー州立ラトガーズ大学大学院 (京都議定書に関する修士論文)
- ・ 熊本大学(産学連携教育イノベーター育成プログラム修了)



j-ota@iges.or.jp



LANGUAGE

- ◎ Japanese
- ◎ English
- △ German
- △ Indonesian

通訳案内士
(国家資格保有)



CAREER

Current

- ・ 地球環境戦略研究機関(IGES)北九州アーバンセンター
リサーチマネージャー (現職:フルタイム)
- ・ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第7次評価報告書 主執筆者
- ・ 九州産業大学 非常勤講師(環境学)
- ・ 福岡県立八幡高等学校 探求学習指導

Past

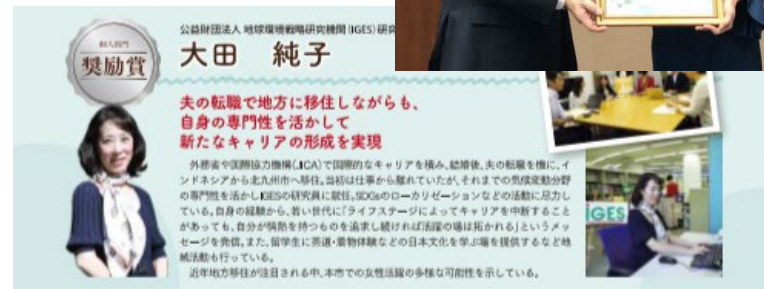
- ・ 国際協力機構(JICA)専門家(インドネシアの気候変動政策支援)
- ・ 外務省(在ドイツ日本大使館)専門調査員(国連気候変動枠組条約)
- ・ 九州工業大学 非常勤講師(2022-23)

- ・ 北九州市環境審議会(2018-24)
- ・ 北九州市SDGs協議会副会長(2018-20)
- ・ 北九州市SDGsアワード審査員(2019-23)
- ・ 北九州市女性活躍・ワークライフバランス奨励賞(2020)

シャボン玉石けん社とインドネシアにおける
森林泥炭地火災抑制プロジェクトを実施
(2023-2026)



北九州市女性活躍・
ワークライフバランス賞(2020)



北九州GX推進コンソーシアムとIGESとの連携

北九州GXビジネススクール
(2026年参加者募集中)

部会メンバー

第4期
北九州GX
ビジネススクール

産官学金連携でつくる
GX人材育成プログラム

GXは、一緒に学ぶからこそ加速する！

政策・技術・ビジネスを横断し、GX戦略を描く

2026
9/11
開校！
※講義者募集中

隔週 金曜日 9:30~17:00 開催
全6回 (9/11・9/25・10/9・10/23・11/6・11/20)
※実際のスケジュール表をご覧ください。

対象 経営者・経営幹部層・新規事業担当者・次世代を担う若手人材の方
※対面開催です。会場へお越しいただける方であれば、北九州市内外を問わずご受講いただけます。
※受講登録者が出席できない日は、社内の代理の方にもご出席いただけます。

定員 15社 (1社2名まで登録可能)
受講料 1社 110,000円 (税込)
会場 コンパス小倉 (北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIMビル 6階)

申込締切 2026.9.4
お申し込みはこちらから
※定員(15社)になり次第締切

主催：公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES) 北九州工業高等専門学校
共催：北九州市 | 公益財団法人北九州産業学術推進機構(FAIS) | 北九州工業高等専門学校
協力：(一社)日本気候リーダーズ・パートナーシップ | 国際文化会館地経学研究所 | 脱炭素成長型経済構造移行推進機構(GX推進機構) | 南山口フィナンシャルグループ | 福岡門経済研究所 | 南タンソー・マンGX | 南Green AI | (一社)エネルギー・マネジメント協会 | 九州電力㈱ | 南デンソー九州 | 九州工業大学 | 日本経済新聞 | 南メンバーズ | 北九州市立大学 | アスエネ㈱ | 第一交通産業㈱ | 東洋鋼板㈱ | 南キラヴァンツ北九州

IGES 公益財団法人 地球環境戦略研究機関 北九州アーバンセンター
〒805-0002 北九州市八幡区千早 1-1-1 国際村交流センター 3F | TEL: 093-681-1563 | E-mail: ktakyushu@iges.or.jp

CARBON CREDIT

未来共創部会 - 森林火災カーボンクレジット事業化研究会

2026.04.15

<https://ktq-gx.com/subcomitee/>

コラム執筆

最新動向
Latest Trends

ホーム / 最新動向 / COP29:資金(ファイナンス)のCOP

2024.12.2 GX解説

COP29:資金(ファイナンス)のCOP

11月11日から24日にかけて、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第29回締約国会合(COP29)／パリ協定第6回締約国会合(CMA6)が、アゼルバイジャン共和国の首都バクーで開催されました。COPは気候変動に関する国際交渉の場であり、毎年この時期に開催されています。最近では非国家主体(※1)の参加も増え、気候変動対策の巨大な見本市にもなっています。

前回のCOP28では、気候変動対策の進捗状況を確認するグローバル・ストックテイクの結果を踏まえてパリ協定「1.5℃目標(※2)」の達成に向けた具体的な方策が話し合われましたが、COP29ではその実施手段である資金が中心議題となりました。198か国・機関も参加する中で、どこがどれだけ・どのように資金を負担するのか、国際交渉が一層難しく、会期を2日間も延長した末に「バクー・ファイナンス・ゴール(BFG)」の合意に至りました。金額としての合意内容は以下の通りです。

パリ協定の締約国は、今世紀後半までにカーボンニュートラル社会を実現するために、自らの温室効果ガスの排出削減目標(NDC)を定め、気候変動対策を進めています。締約国は国内での対策を基本としながらも、国際協力により他国で実現した排出削減によって国際的に移転される緩和成果(ITMOs) (以下「クレジット」という。)も、自国のNDC達成に用いることができます。今回、長年にわたる交渉の末、国際協力を規定するパリ協定第6条のルールの詳細が決まったことで、締約国はより効果的で追加的な対策を行う環境が整備されたことになります。

<https://ktq-gx.com/business-school/>

国連パリ協定・ COPについて

1992年 環境に関する3つの条約が誕生



1992
国連環境開発会議（地球サミット Earth Summit）
United Nations Conference on Environment and Development

生物多様性条約
CBD



Convention on
Biological Diversity

2003
カルタヘナ議定書
Cartagena Protocol

2010
名古屋議定書
Nagoya Protocol

気候変動枠組条約
UNFCCC



1997
京都議定書
Kyoto Protocol
COP3@Kyoto

2015
パリ協定
Paris Agreement
COP21@Paris

砂漠化対処条約
UNCCD



2015年に誕生した「SDGs」と「パリ協定」 新しいバックキャスト・アプローチ



- ✓ あるべき・野心的な姿に合意(バックキャスト)
- ✓ 全ての国(先進国・途上国の隔たりなく)が実施



- ✓ それぞれの国が目標を決定し、実行する「Nationally Determined」の原則
- ✓ 各国の能力や事情を配慮し、自主性を尊重

パリ協定の目的(第2条1項)

a. 緩和

世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃を十分に下回る(義務)、1.5℃に制限(努力)

b. 適応・レジリエンス

気候変動の悪影響に適応する能力、強靱性を高める

a. 資金フロー

温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させる

Article 2

1. This Agreement, in enhancing the implementation of the Convention, including its objective, aims to strengthen the global response to the threat of climate change, in the context of sustainable development and efforts to eradicate poverty, including by:

(a) Holding the increase in the global average temperature to well below 2°C above pre-industrial levels and pursuing efforts to limit the temperature increase to 1.5°C above pre-industrial levels, recognizing that this would significantly reduce the risks and impacts of climate change;

(b) Increasing the ability to adapt to the adverse impacts of climate change and foster climate resilience and low greenhouse gas emissions development, in a manner that does not threaten food production; and

(c) Making finance flows consistent with a pathway towards low greenhouse gas emissions and climate-resilient development.

パリ協定が対象とする 温室効果ガス(7種類)

二酸化炭素 (CO₂)

メタン (CH₄)

一酸化二窒素 (N₂O)

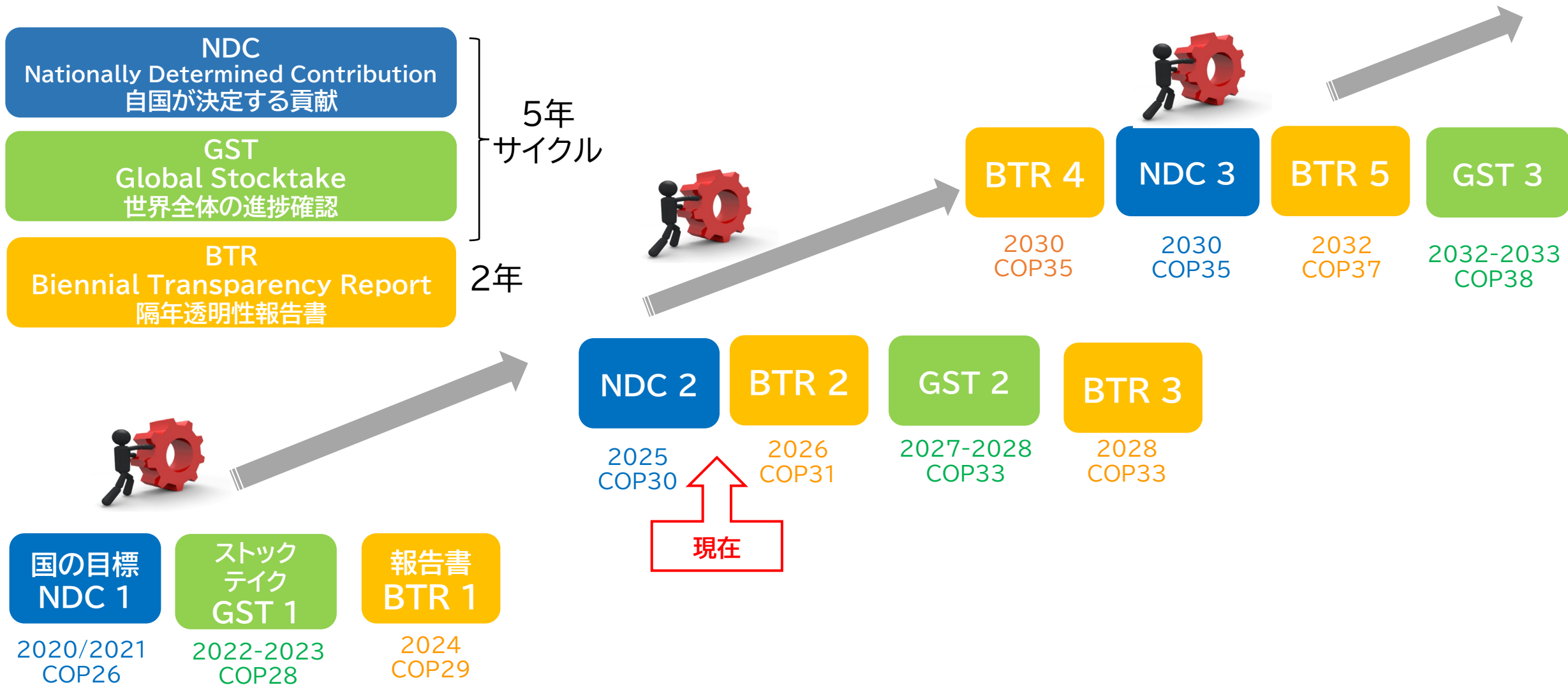
ハイドロフルオロカーボン (HFC)

パーフルオロカーボン (PFC)

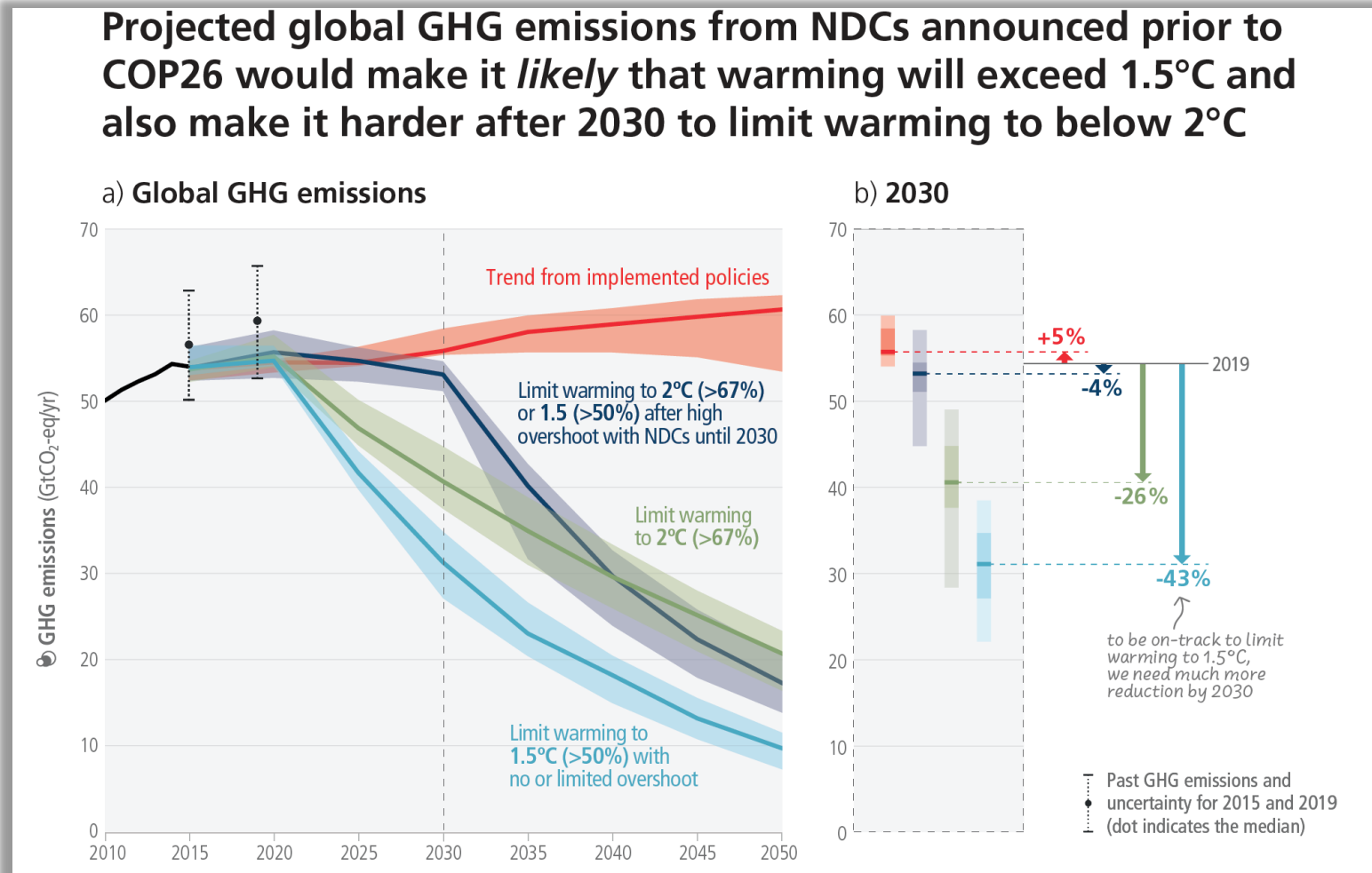
六フッ化硫黄 (SF₆)

三ふっ化窒素(NF₃)

自国の目標(NDC)を5年毎に引き上げる仕組み



COP26(2021)以前に公表された各国の目標(NDC)に基づき世界の温室効果ガス排出量を予測すると、1.5℃、2℃目標は難しい

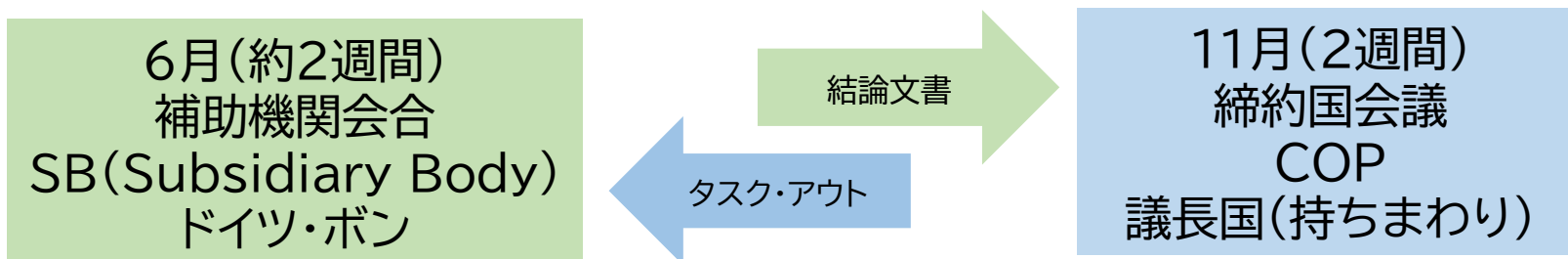


(出典: IPCC. 2023. AR6 Synthesis Report.
Figure SPM2. <https://www.ipcc.ch/report/ar6/syr/figures/figure-spm-2>)

COP: Conference of the Parties

締約国会議

気候変動枠組条約(UNFCCC)は毎年COPと準備会合(SB)を開催している



ボン市ライン川沿いにある
UNFCCC事務局



COPは総称で、3つの会議体に各議題があり、決定を採択する

COP	気候変動枠組条約(UNFCCC) の締約国会議	COP22 マラケシュ (2016)
CMA	パリ協定(PA) の締約国会議	CMA1
CMP	京都議定書(KP) の締約国会議	CMP12

京都議定書は、まだクローズされていない議題も残る

COP議長国(開催地)は、世界の5地域をまわる

2026年11月はトルコ・アンタルヤで開催(オーストラリアが議長)

① Western Europe

COP1 (1995) ドイツ・ベルリン
COP2 (1996) スイス・ジュネーブ
COP5 (1999) ドイツ・ボン
COP6 (2000) オランダ・ハーグ
COP9 (2003) イタリア・ミラノ
COP11 (2005) カナダ・モントリオール
COP15 (2009) デンマーク・コペンハーゲン
COP21 (2015) フランス・パリ
COP26 (2021) イギリス・グラスゴー
COP31 (2026) トルコ・オーストラリア共催

⑤ Latin America & Caribbean

COP4 (1998) アルゼンチン・ブエノスアイレス
COP10 (2004) アルゼンチン・ブエノスアイレス
COP16 (2010) メキシコ・カンクーン
COP20 (2014) ペルー・リマ
COP25 (2019) スペイン・マドリード(チリ議長)
COP30 (2025) ブラジル・ベレン

② Africa

COP7 (2001) モロッコ・マラケシュ
COP12 (2006) ケニア・ナイロビ
COP17 (2011) 南アフリカ・ダーバン
COP22 (2016) モロッコ・マラケシュ
COP27 (2022) エジプト・シャルムエルシェイク
COP32 (2027) エチオピア・アディスアベバ(決定)

④ Eastern Europe

COP14 (2008) ポーランド・ポズナン
COP19 (2013) ポーランド・ワルシャワ
COP24 (2018) ポーランド・カトビツェ
COP29 (2024) アゼルバイジャン・バクー

③ Asia & Pacific

COP3 (1997) 日本・京都
COP8 (2002) インド・ニューデリー
COP13 (2007) インドネシア・バリ
COP18 (2012) カタール・ドーハ
COP23 (2017) フィジー(開催地:ボン)
COP28 (2023) アラブ首長国連邦・ドバイ
COP33 (2028) 未定



COPでは交渉の他、イベント、展示なども同時開催される

締約国主体

ハイレベル

(首相、大臣、国連事務局長など)

交渉

(交渉団長HoDsレベル: Head of Delegates)
(担当官レベル)

マンデート・イベント

(実施することが交渉で決定した
対話・ワークショップなど)

↑マンデートイベントが増えている

オブザーバー主体

サイド・イベント

(国連事務局が枠を割り当てる
公式セミナー)

メディア・ブリーフ

パビリオン

(国・機関が取り組みを展示)
(パビリオン内で、独自のイベント・
セミナーも実施できる)

会場内外でのパフォーマンス・デモ

パリ協定の条項

Article	Contents
序文	目的、原則など
1条	定義 Definition
2条	目的 Objective
3条	原則 Principle
4条	排出削減策 Mitigation
5条	森林(吸収源、炭素蓄積)Forest
6条	市場メカニズム Market mechanism
7条	適応 Adaptation
8条	損失と損害 Loss and damage
9条	資金 Finance
10条	技術開発・移転 Technology transfer
11条	能力構築 Capacity building
12条	教育、啓発、情報公開 Education

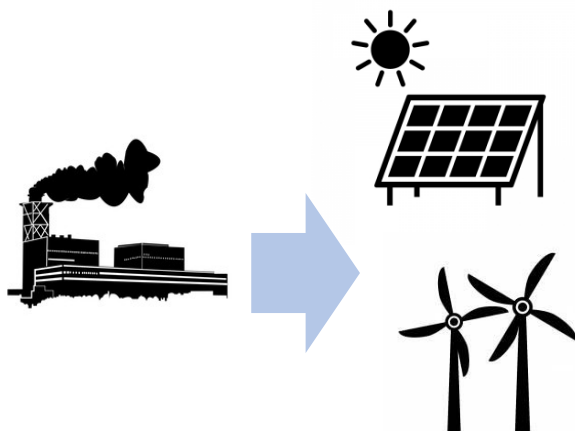
Article	Contents
13条	透明性 Transparency (Reporting)
14条	世界全体の進捗評価 Global stocktake
15条	実施と遵守 Compliance
16条	締約国会議 Conference of Parties
17条	事務局の役割 Secretariat
18-19条	補助機関会合 Subsidiary Body
20条	署名、批准 Ratification
21条	発効条件 (55ヶ国以上、世界の55%以上の排出量) Condition for going into effect
22-27条	規定等 Regulation, etc.
28条	脱退条件(通告から1年後)Withdrawal
29条	国連事務総長への寄託 Deposit with UN-Secretary General

COPの「交渉」議題は、緩和が少なく 途上国支援の文脈での適応が多く、損失と損害が増えつつある

緩和

Mitigation

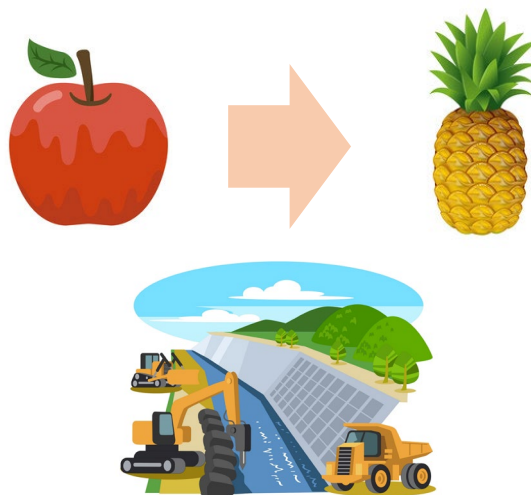
気候変動の原因である
温室効果ガスを減らす



適応

Adaptation

気候変動で変化する環境に
人間活動を適応させる



損失と損害

Loss and damage

気候変動によって発生した
損失や損害に対応する



パリ協定は、実施に必要な3つの手段を 途上国に支援することを規定している

Means of Implementation (MOI)

9条
資金



10条
技術



11条
能力開発



これらの支援の充実度が、途上国の目標(NDC)の引き上げ(5年毎)にも影響するとされている。
ただし、先進国・途上国の分類基準やリストはない。(京都議定書は、国を明記したリストがあった)

個別議題の交渉ルーム



COP交渉のルール

- ✓ コンセンサス方式（1か国でも反対があれば、採択できない）。
- ✓ 交渉議題は(何を交渉するか)、交渉で決まる。初日の開会プレナリーで、議題も採択されなければならない。(反論がある場合、「アジェンダファイト」といわれ、会議開始が遅れることも)
- ✓ 発言したい時は、国のタグを「たて」に置く。
- ✓ 単独の国より、交渉グループを代表した意見の方が、より多くの国の総意であるので有利。
- ✓ 会議中、グループで意見調整する「ハドル」も了承を得れば行える。
- ✓ 採択には、3分の2以上の国が出席していること。
- ✓ 最終日に結論が出ない場合、次のSB／COPに同じ議題を送り、継続議論する(ルール16)。



代表的な交渉グループ

G77(途上国)

LDC

Least Developing Countries
後発途上国



SIDS

Small Island Developing States
小島嶼途上国



African Group

アフリカ・グループ



Arab Group

アラブ・グループ
(産油国)



AILAC

ラテンアメリカ



LMDC

Like minded developing countries
同志途上国
(中国、インドなど新興国含む)



先進国

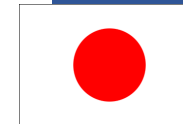
EU

European Union
欧州連合



UG

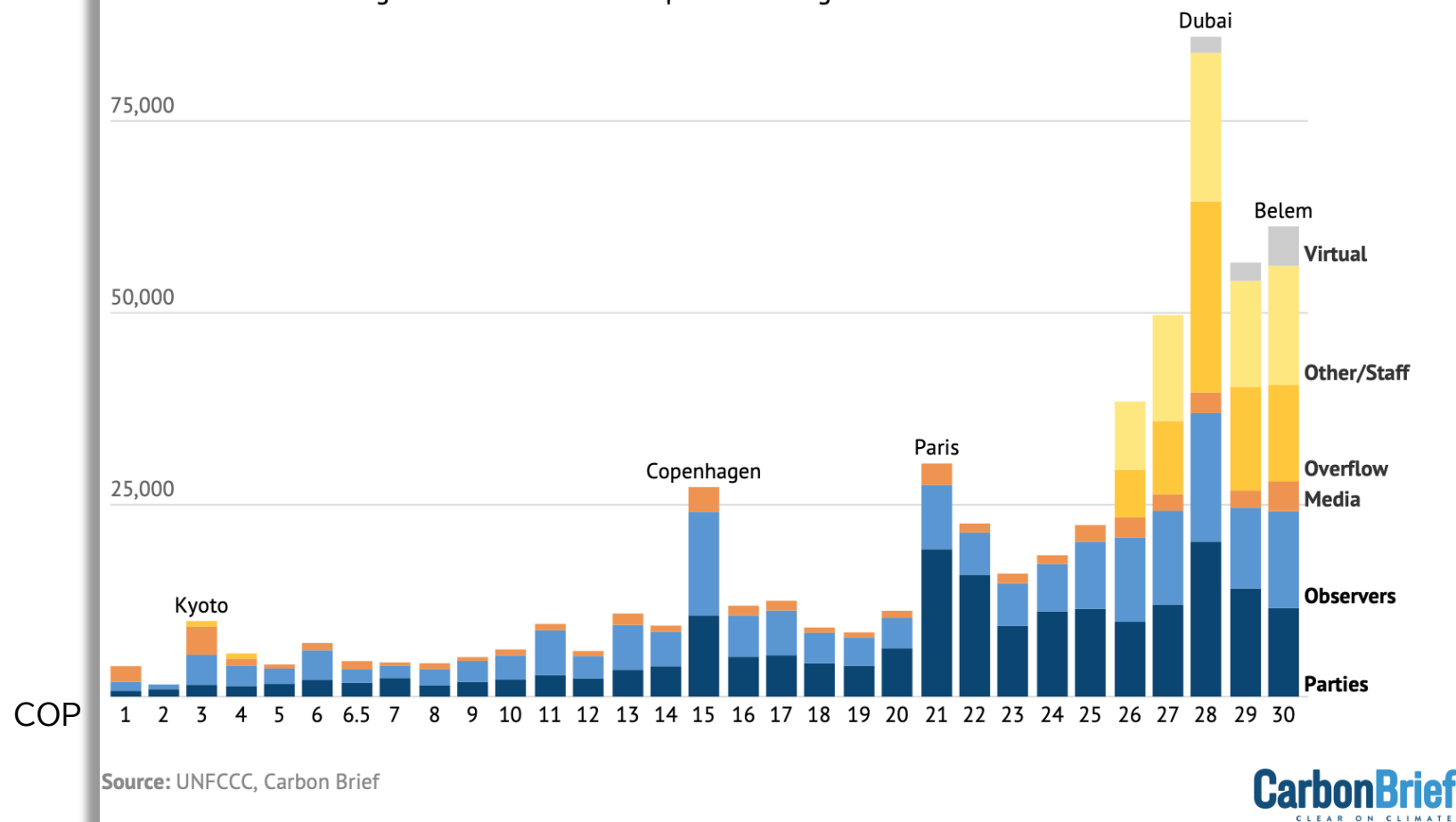
Umbrella Group
アンブレラ・グループ
(EU以外の多くの先進国)



COPの参加者は、近年増加している

Total attendance at COPs through the years

Final COP attendance figures for COPs 1-29 and provisional figures for COP30



COP26(2021)
グラスゴーから急増し、

COP28(2023)ドバイは
オブザーバー・メディア含め
8万人を記録

オブザーバーによる様々なメッセージ発信



世界中のメディアが現地から報道



包摂性・インクルージョンの高まり

ジェンダーデイにはピンク色の服を着てジェンダー啓発
文書においても「gender responsive」(ジェンダー視点・対応)等の文言
挿入が増えている

COP30(ブラジル)では
数千名の先住民族が参加

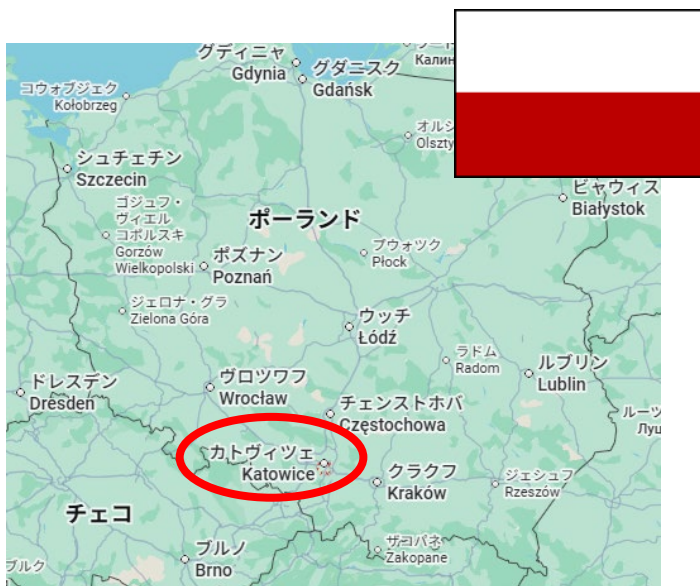


(写真:UNFCCC. 2026.6. SB64. ボン 気候資金交渉官)



COP24 (2018) ポーランド・カトビチエ

2020年からの本格実施を前に、パリ協定の実施ルールに合意できるかが焦点



(地図: Google)



パリ協定の実施指針「パリ・ルールブック」採択



市場メカニズム(6条)など一部を除いて、大枠のルールが決定した

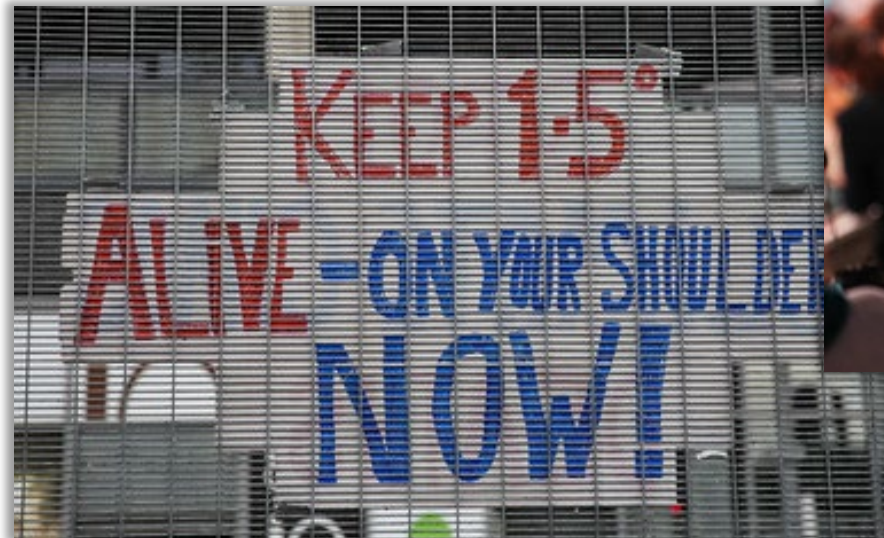
COP26(2021)

英国・グラスゴー

パリ協定の温度目標(2℃以内)を野心的な1.5℃を引き上げることに総意を取るかが焦点



(地図:外務省HP)



2℃から1.5℃に目標の野心を引き上げた

イギリス議長国主導による横断的な決定(カバー決定)
「グラスゴー気候合意」を採択



IV. Mitigation

15. *Reaffirms* the long-term global goal to hold the increase in the global average temperature to well below 2 °C above pre-industrial levels and to pursue efforts to limit the temperature increase to 1.5 °C above pre-industrial levels, recognizing that this would significantly reduce the risks and impacts of climate change;

16. *Recognizes* that the impacts of climate change will be much lower at the temperature increase of 1.5 °C compared with 2 °C, and *resolves* to pursue efforts to limit the temperature increase to 1.5 °C;

17. *Also recognizes* that limiting global warming to 1.5 °C requires rapid, deep and sustained reductions in global greenhouse gas emissions, including reducing global carbon dioxide emissions by 45 per cent by 2030 relative to the 2010 level and to net zero around mid-century, as well as deep reductions in other greenhouse gases;

英国のイニシアティブにより
議長国主導の横断的な文書(カバー決定)
というスタイルが登場した

(通常は、個別議題の交渉で、個々の決定文書が採択される)

(出典:UNFCCC. 2021. Glasgow Climate Pact)

COP27 (2022)

エジプト・シャルムエルシェイク

交渉予定になかった「損失と損害に対応する資金」を議論すべきという主張が高まった



(地図: 外務省HP)



損失と損害に対応するための 新たな資金措置と基金の設置が決定した

パリ協定8条は、気候変動の悪影響に伴う損失と損害を
回避(avert)、最小限化(minimize)、対処(address)する重要性を認識

2. *Decide* to establish new funding arrangements for assisting developing countries that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change, in responding to loss and damage, including with a focus on addressing loss and damage by providing and assisting in mobilizing new and additional resources, and that these new arrangements complement and include sources, funds, processes and initiatives under and outside the Convention and the Paris Agreement;

3. *Also decide*, in the context of establishing the new funding arrangements referred to in paragraph 2 above, to establish a fund for responding to loss and damage whose mandate includes a focus on addressing loss and damage;

4. *Establish* a transitional committee on the operationalization of the new funding arrangements for responding to loss and damage and the fund established in paragraph 3 above (hereinafter referred to as the Transitional Committee), in accordance with the terms of reference contained in the annex, to make recommendations based on, inter alia, elements for operationalization included in paragraph 5 below, for consideration and adoption by the Conference of the Parties at its twenty-eighth session (November–December 2023) and the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement at its fifth session (November–December 2023) with a view to operationalizing the funding arrangements referred to in paragraph 2 above, including the fund referred to in paragraph 3 above;

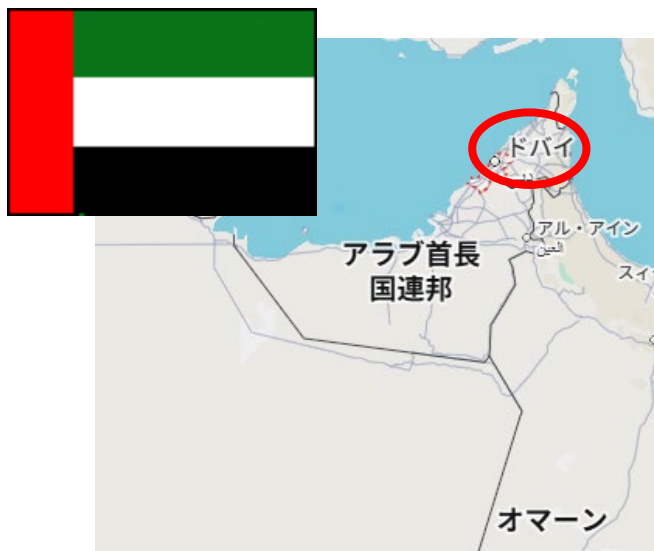
COP27決定の主な事項

- ✓ 特に脆弱な途上国を支援するための新しい資金措置を設置
- ✓ 損失と損害に対応する基金を新設
- ✓ 上記の運用についての勧告を策定する移行委員会を設置し、次年度のCOPで審議

(出典:UNFCCC. 2022. Decision on Funding arrangements for responding to loss and damage associated with the adverse effects of climate change, including a focus on addressing loss and damage)

COP28(2023) アラブ首長国連邦(UAE)ドバイ

産油国での開催となり、どのように議長が采配をとるか注目を集めた



(地図:Google)



Transitioning away from fossil fuels

COPとしては初めて「化石燃料からの脱却」に合意

全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイクの初めての成果文書が採択

(d) Transitioning away from fossil fuels in energy systems, in a just, orderly and equitable manner, accelerating action in this critical decade, so as to achieve net zero by 2050 in keeping with the science;

再生可能エネルギー発電容量3倍、省エネ改善率2倍も盛り込まれた

石油、ガス、石炭などの化石燃料の「段階的削減(phase down)」または「段階的廃止(phase out)」を成果文書に盛り込むか否かについて、夜を徹した交渉が行われたが、合意には至らなかった経緯がある

損失と損害の基金の運営制度の大枠を決定

COP初日に移行委員会からの勧告の内容が、異議なく採択された(初日に採択は異例)

決定された主な事項

- ✓ 気候変動の影響に特に脆弱な途上国が裨益対象
- ✓ 世界銀行の下に設置
- ✓ 先進国が立ち上げ経費の拠出を主導する一方、公的資金、民間資金、革新的資金源等のあらゆる資金源から拠出を受けること等
- ✓ 資金措置については、資金措置を構成する機関(世銀・IMF、ワルシャワ国際メカニズム、サンティアゴ・ネットワーク等)と基金が定期的に対話を実施し、さまざまな資金措置と基金とが調整・協調してロス&ダメージに対応していく
- ✓ 理事会の構成、権限など

(参考2) 基金に対する各国のプレッジ額

- 日本：1,000万米ドル
- 米：1,750万米ドル（議会に要求中）
- 英：4,000万ポンド
- 独：1億米ドル
- UAE（COP28議長国）：1億米ドル
- EU：2億2,500万ユーロ（独を含む）

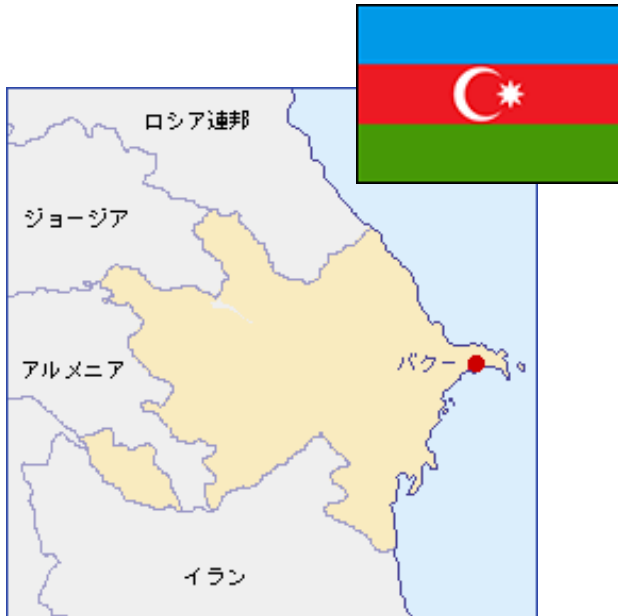


(出典: UNFCCC. 2023. Decision on Operationalization of the new funding arrangements, including a fund, for responding to loss and damage referred to in paragraphs 2-3 of decisions 2/CP.27 and 2/CMA.4)

(出典: 外務省HP)

COP29(2024) アゼルバイジャン・バクー

2025年で期限切れになる世界の資金目標の後継に合意できるかが焦点となった

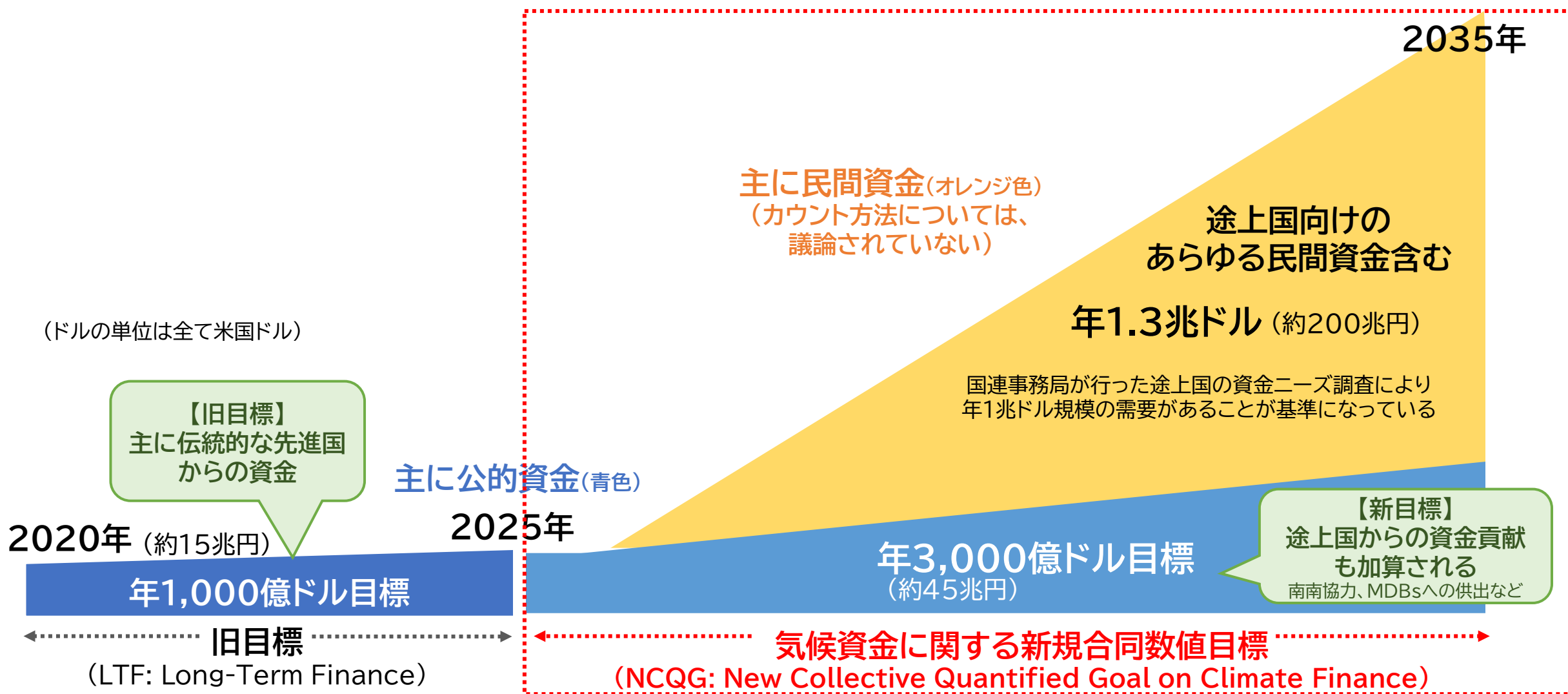


(地図:外務省HP)



先10年間の気候資金の新規合同数値目標(NCQG)が決定

途上国の目標(NDC)や適応計画(NAP)等の行動を支援する資金



市場メカニズム(6条)ルール詳細が決定

承認や登録簿に関する詳細に合意し、ルールが完結

パリ協定6条は、排出削減量を国際的に移転し目標達成に活用できることが規定されている

6条2項 (6条の実施ガイダンス)

- ◆ 他国で実現した排出削減量を自国の削減目標等に活用する際（アカウンティング）のルール
- ◆ 枠組みとして、JCMを含む2国間の取組、及び国連が管理をする6条4項メカニズム、民間主体のクレジット制度等が対象
- ◆ 参加要件、報告、記録、審査、相当調整の方法等

6条4項 (国連管理型メカニズム)

- ◆ パリ協定下での新たな国連メカニズム
- ◆ 排出削減プロジェクトを国連に申請。国連の監督機関が審査を行い排出削減量を特定。削減量の国際取引を管理。

6条8項 (その他の国際協力)

- ◆ 削減量の国際的な移転を伴わない活動を促進（非市場アプローチ）
- ◆ クリーンエネルギーの開発、適応、地域の強靱化など

*NDC（Nationally Determined Contribution）国が決定する貢献

日本は6条2項の下「二国間クレジット制度(JCM)」を運営

パリ協定第6条に基づく国際協力の概要

- ◆ 第6条は、締約国が協力して対策を実施し、得られた追加的な排出削減等のクレジットを、協力した国や企業等で分配・移転できる仕組み。クレジットは、締約国の温室効果ガス排出削減目標（NDC）の達成やその他の緩和目的(OIMP)にカウントできる。
- ◆ 対策協力の実施に当たり、締約国政府が、環境十全性や透明性、ダブルカウントの回避などを確保したうえで、クレジットの分配や利用を承認することを義務付けている。

パリ協定第6条に沿った対策協力の構造

(例：A国(ホスト国)において、B国政府and/or企業が協力して対策を実施した場合のイメージ)

※クレジットを各国が管理する方式（6条2項）と国連が管理する方式（6条4項）があるが、ここに示す基本構造は同様である。
また、このほかに、クレジットの分配移転を伴わない非市場アプローチ（6条8項）も定められている。



転載：環境省、経済産業省、AsiP「COP29（CMA6）におけるパリ協定第6条の完全運用化の実現について」、2024年12月6日

(出典:IGES. COP29速報ウェビナー. 小坪発表資料 https://www.iges.or.jp/sites/default/files/2024-12/20241206_koakutsu.pdf)

解説動画:<https://www.iges.or.jp/jp/events/20241206>

COP30 (2025)

ブラジル・ベレン

適応指標が採択されるかに加え、アマゾンでの開催で、森林保全のイニシアティブにも注目された



(地図: 外務省HP)



適応に関する世界共通の59の指標が決定

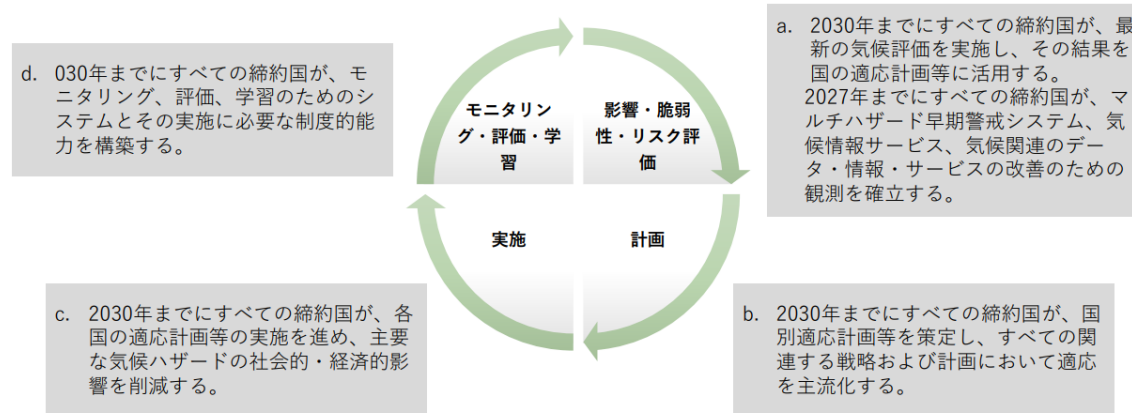
Global Goal on Adaptation (GGA)

7つの分野別

	a) 水不足の大幅な削減および水関連災害に対する耐性の強化
	b) 気候変動に強い 食料・農業 生産と食料の供給・流通を実現
	c) 気候変動に関連した 健康 への影響に対するレジリエンスを獲得
	d) 生態系と生物多様性 に対する気候変動の影響を軽減し、生態系に基づく適応策(EbA)と自然に基づく解決策(NbS)の利用を加速
	e) 気候変動の影響に対する インフラと居住地 のレジリエンス向上
	f) 気候変動が 貧困撲滅と生計 に及ぼす悪影響を大幅に削減
	g) 気候変動関連リスクの影響から 文化遺産 を保護

投入やプロセスを測る指標が削除・統合され、レジリエンスの向上や影響の削減といった**適応策の成果(アウトカム)**を測る指標に焦点がおかれた。

適応サイクル別



取り組みの有無(数)ではなく、水準(Level)や程度(Extent)を問う**質的な評価指標**に焦点がおかれた。

分野横断的:グローバル・ムチラオ決定

パリ協定10周年に際し、交渉から実施への移行、連携、国際協力を加速

緩和 各国の目標(NDC)や長期戦略の未提出国に対して、可能な限り早期に提出するよう促す。隔年透明性報告書(BTR)に、温室効果ガス削減の進展とパリ協定とのギャップを示す。

資金 新しい資金目標(NCQG)の文脈で、2035年までに適応資金を3倍に増やす努力を呼びかけ。パリ協定9条1を含む9条の文脈で、「気候資金作業計画(2年間)を設置する。

一方的な貿易制限的措置(UTM) 貿易の役割に関する国際協力の強化の機会や課題を今後検討する。

COPでの新しいイシューとして、貿易措置(EUの炭素国境調整税(CBAM)等)についての議論の要望が高まっている。

ブラジル政府による熱帯林保全イニシアティブ トロピカル・フォーレスト・フォエバー・ファシリティ/基金

国連気候変動枠組条約の下での決定・運営ではないイニシアティブ



COP本体前の「気候サミット」でブラジル政府のイニシアティブとしてラUNCHされた

特徴

- ✓ 公的資金と民間資金のブレンドファイナンス
- ✓ ポートフォリオ投資により収益を創出
- ✓ 冠被覆率、森林破壊、森林劣化の状況を確認
- ✓ 熱帯林国は、森林保全・回復に対して、1ヘクタールあたり定額(4ドル想定)を受領(森林破壊率0.5%以下が適格性)
- ✓ 熱帯林国は、支払いの20%以上を先住民族・ローカルコミュニティに配分

JICAブラジル事務所が日系移民による アマゾンでの森林農業(アグロフォーレストリー)視察を企画

森を再生しながら
森の中で育てるカカオ農法



ブラジルでのアグロフォーレストに関する
日本企業もジャパンパビリオンで展示・セミナー開催



パラ州トメアス



アサイー



COP31 (今年2026.11.9-20予定) トルコ・アンタルヤ



注目点

- ✓ オーストラリア(交渉リード)とトルコ(ホスト国)による初の共催体系
- ✓ ホスト国による交渉以外のイニシアティブ(電化率の引き上げ、廃棄物ゼロなど)
- ✓ プレCOP(フィジー、10月)からの成果



地中海に面するリゾート地 (地図:Google)

<https://cop.sifiratikvakfi.org/en/>

COP32 (来年2027) エチオピア・アディスアベバ

(開催地は決定済み)



(地図: 外務省HP)

注目点

- ✓ 適応に関するグローバル目標の作業が完成予定
(GGA: Global Goal on Adaptation)
- ✓ アフリカ開催ということで、アフリカならではの内容が打ち出される可能性あり

COP33（再来年2028） アジア・パシフィック地域での開催

注目点

下記地図の緑色の地域から選出される
（遅くとも、前年のCOP32で決定）



- ✓ 大排出国が増えるアジア地域での開催（どの国が議長国となり、どのようなイニシアティブを取るか）
- ✓ 小島嶼国（大洋州諸国）がどのように関与するか
- ✓ 気候変動がどれだけ進行しているか
- ✓ 隔年透明性報告書（BTR）のガイダンス改定
- ✓ 新しい資金目標（NCQG）の第1回報告書



Stay connected for our latest research, insights, and upcoming events.

Please visit our website and follow us on social media.

日本語



English



IGES Website



IGES E-newsletter



X



Bluesky



Facebook



LinkedIn



YouTube